

令和8年度北九州市社会福祉法人及び施設等指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第1 法人関係</p> <p>◆ 法人運営の適正 実施体制の確保</p> <p>I 法人運営</p> <p>1 定款</p> <p>2 内部管理体制</p> <p>3 評議員・評議員会</p> <p>(1) 評議員の 選任</p> <p>(2) 評議員会の 招集・運営</p>	<p>① 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。</p> <p>○ 定款の必要的記載事項が事実と反するものとなっていないか。</p> <p>② 定款の変更が所定の手続きを経て行われているか。</p> <p>○ 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。</p> <p>○ 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか（所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。）。</p> <p>③ 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。</p> <p>○ 定款を事務所に備え置いているか。</p> <p>○ 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。</p> <p>○ 公表している定款は直近のものであるか。</p> <p>① 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。</p> <p>○ 内部管理体制が理事会で決定されているか。</p> <p>○ 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。</p> <p>① 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。</p> <p>○ 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。</p> <p>② 評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。</p> <p>○ 欠格事由に該当する者が選任されていないか。</p> <p>○ 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。</p> <p>○ 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。</p> <p>○ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。</p> <p>○ 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。</p> <p>○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。</p> <p>○ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。</p> <p>③ 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。</p> <p>○ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。</p> <p>① 評議員会の招集が適正に行われているか。</p> <p>○ 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。</p> <p>○ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。</p> <p>○ 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。</p>	<p>社会福祉法（以下、「法」）第31条第1項</p> <p>法第45条の36第1項、第2項、第4項、第45条の9第7項第3号 社会福祉法施行規則（以下、「規則」）第4条</p> <p>法第34条の2第1項、第4項、第59条の2第1項第1号 規則第2条の5、第10条第1項</p> <p>法第45条の13第5項 社会福祉法施行令（以下、「令」）第13条の3 規則第2条の16</p> <p>法第39条</p> <p>法第40条第1項、第2項、第4項、第5項、第61条第1項 「社会福祉法人の認可について」 局長通知別紙1「社会福祉法人審査基準」（以下、「審査基準」）第3-1-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p> <p>法第40条第3項</p> <p>法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、法第45条の29、規則第2条の12</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>② 決議が適正に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</li> <li>○ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。</li> <li>○ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。</li> <li>○ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。</li> <li>○ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。</li> </ul> <p>③ 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。</li> <li>○ 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。</li> <li>○ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。</li> </ul> <p>④ 決算手続は法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。</li> <li>○ 会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人の監査を受けているか。</li> <li>○ 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。</li> <li>○ 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。</li> <li>○ 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。</li> </ul>	<p>法第45条の9第6項から第8項まで、 同条第10項により準用される一般 法人法第194条第1項、第195条</p> <p>法第45条の9第10項により準用さ れる一般法人法第194条第1項、 第2項 法第45条の11第1項から第3項ま で 規則第2条の15</p> <p>法第45条の19、第45条の30、 第45条の31 規則第2条の39、第2条の40</p>
<p>4 理事</p> <p>(1) 定数</p> <p>(2) 選任及び 解任</p> <p>(3) 適格性</p>	<p>① 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款に定める員数が選任されているか。</li> <li>○ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。</li> <li>○ 欠員が生じていないか。</li> </ul> <p>① 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評議員会の決議により選任又は解任されているか。</li> <li>○ 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。</li> </ul> <p>① 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 欠格事由を有する者が選任されていないか。</li> <li>○ 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。</li> <li>○ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。</li> <li>○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。</li> </ul>	<p>法第44条第3項、第45条の7</p> <p>法第43条第1項、第45条の4</p> <p>法第44条第1項により準用される 法第40条第1項、第44条第6項 （参考）法第61条第1項、第109 条から111条まで 審査基準第3-1-(1)、(3)、(4)、 (5)、(6)</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。</li> <li>○ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。</li> <li>② 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。</li> <li>○ 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。</li> <li>○ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。</li> <li>○ 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。</li> </ul>	<p>法第44条第4項</p>
(4) 理事長	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。</li> <li>○ 理事会の決議で理事長を選定しているか。</li> <li>○ 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。</li> </ul>	<p>法第45条の13第3項、第45条の16第2項</p>
5 監事		
(1) 定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。</li> <li>○ 定款に定める員数が選任されているか。</li> <li>○ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。</li> <li>○ 欠員が生じていないか。</li> </ul>	<p>法第44条第3項、第45条の7第2項による第1項の準用</p>
(2) 選任及び解任	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。</li> <li>○ 評議員会の決議により選任されているか。</li> <li>○ 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。</li> <li>○ 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。</li> <li>② 監事となることができない者が選任されていないか。</li> <li>○ 欠格事由を有する者が選任されていないか。</li> <li>○ 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。</li> <li>○ 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。</li> <li>○ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。</li> <li>○ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。</li> <li>○ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。</li> <li>○ 暴力団員等の反社会的勢力の者が選任されていないか。</li> <li>③ 法に定める者が含まれているか。</li> <li>○ 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。</li> </ul>	<p>法第43条第1項、同条第3項により準用される一般法人法第72条第1項 法第45条の4第1項、第45条の9第7項第1号</p> <p>法第44条第1項により準用される法第40条第1項、法第40条第2項、第44条第2項、第7項 審査基準第3-1-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p> <p>法第44条第5項</p>
(3) 職務・義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 法令に定めるところにより業務を行っているか。</li> <li>○ 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。</li> <li>○ 理事会への出席義務を履行しているか。</li> </ul>	<p>法第45条の18第1項、第45条の28第1項及び第2項 規則第2条の26から第2条の28まで、第2条の31、第2条の34から第2条の37まで</p> <p>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
<p>6 理事会</p> <p>(1) 審議状況</p> <p>(2) 記録</p> <p>(3) 債権債務の状況</p>	<p>① 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権限を有する者が招集しているか。</li> <li>○ 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。</li> <li>○ 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。</li> </ul> <p>② 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。</li> <li>○ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。</li> <li>○ 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。</li> <li>○ 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。</li> <li>○ 書面による議決権の行使が行われていないか。</li> </ul> <p>③ 理事への権限の委任は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。</li> <li>○ 理事に委任される範囲が明確になっているか。</li> </ul> <p>④ 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。</li> </ul> <p>① 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。</li> <li>○ 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。</li> <li>○ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。</li> <li>○ 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。</li> </ul> <p>① 借入は、適正に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借入（多額の借財に限る）は、理事会の決議を受けて行われているか。</li> </ul>	<p>法第45条の14第1項、同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項</p> <p>法第45条の14第4項、第5項</p> <p>法第45条の13第4項</p> <p>法第45条の16第3項</p> <p>法第45条の14第6項、第7項、第45条の15第1項</p> <p>第45条の13第4項第2号</p>
<p>7 会計監査人</p>	<p>① 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。</li> <li>○ 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。</li> <li>○ 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。</li> </ul> <p>② 法令に定めるところにより選任されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。</li> </ul> <p>③ 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。</li> <li>○ 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。</li> </ul>	<p>法第36条第2項、第37条令第13条の3 （参考）法第45条の6第3項</p> <p>法第43条第1項、同条第3項により準用される一般法人法第73条第1項</p> <p>法第45条の19第1項、第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
<p>8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬</p> <p>(1) 報酬</p> <p>(2) 報酬等支給基準</p> <p>(3) 報酬の支給</p> <p>(4) 報酬等の総額の公表</p>	<p>① 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。</p> <p>○ 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。</p> <p>② 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。</p> <p>○ 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。</p> <p>③ 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。</p> <p>○ 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定められているか。</p> <p>○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。</p> <p>④ 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。</p> <p>○ 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。</p> <p>① 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。</p> <p>○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。</p> <p>○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。</p> <p>① 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。</p> <p>○ 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。</p> <p>○ 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。</p> <p>① 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。</p> <p>○ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。</p>	<p>法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条</p> <p>法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条</p> <p>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、第2項</p> <p>法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条</p> <p>法第45条の35第1項、第2項規則第2条の42</p> <p>法第59条の2第1項第2号規則第10条</p> <p>法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条 法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項 法第45条の35第1項、第2項規則第2条の42</p> <p>法第59条の2第1項第3号規則第2条の41、第10条</p>
<p>II 事業</p> <p>1 事業一般</p>	<p>① 定款に従って事業を実施しているか。</p> <p>○ 定款に定めている事業が実施されているか。</p> <p>○ 定款に定めていない事業が実施されていないか。</p> <p>② 「地域における公益的な取組」を実施しているか。</p> <p>○ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。</p>	<p>法第31条第1項</p> <p>法第24条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
2 社会福祉事業	① 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。 <input type="checkbox"/> 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。 ② 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。	法第22条、第26条第1項 審査基準第1-1-(1)  法第25条 審査基準第2-1、2-(1)
3 公益事業	① 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。 <input type="checkbox"/> 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。 <input type="checkbox"/> 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 <input type="checkbox"/> 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	法第26条第1項
4 収益事業	① 法に基づき適正に実施されているか。 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。 <input type="checkbox"/> 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 ② 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。 <input type="checkbox"/> 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 <input type="checkbox"/> 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。 <input type="checkbox"/> 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。	法第26条  審査基準第1-3-(2)、(4)、(5) 「社会福祉法人の認可について」 課長通知別紙「社会福祉法人審査要領」（以下、「審査要領」）第1-3-(2)、(3)
<b>Ⅲ 管理</b>		
1 人事管理	① 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。 <input type="checkbox"/> 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。 <input type="checkbox"/> 職員の任免は適正な手続により行われているか。	法第45条の13第4項第3号
2 資産管理 (1) 基本財産	① 基本財産の管理運用が適切になされているか。 <input type="checkbox"/> 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。 <input type="checkbox"/> 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。 <input type="checkbox"/> 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。	法第25条 審査基準第2-1-(1)
(2) 基本財産以外の財産	① 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。 <input type="checkbox"/> 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。 <input type="checkbox"/> その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。	審査基準第2-2-(2)、2-3-(2)
(3) 株式保有	① 株式の保有は適切になされているか。 <input type="checkbox"/> 株式の保有が法令上認められるものであるか。	審査基準第2-3-(2) 審査要領第2-(8)から(11)まで

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>○ 株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。</p>	
(4) 不動産の借用	<p>① 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。</p> <p>○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。</p> <p>○ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。</p>	審査基準第2-1-(1)、(2)-工、才、キ
3 会計管理		
(1) 会計の原則	<p>① 会計基準に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しているか。</p>	「社会福祉法人会計基準」（以下、「会計省令」）第1条第1項
(2) 規程・体制	<p>① 経理規程を制定しているか。</p> <p>○ 定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。</p> <p>○ 経理規程が遵守されているか。</p> <p>② 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。</p> <p>○ 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。</p> <p>○ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。</p>	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（以下、「留意事項」）1-(4) 留意事項1-(1)、(2)
(3) 会計処理	<p>① 事業区分等は適正に区分されているか。</p> <p>○ 事業区分は、適正に区分されているか。</p> <p>○ 拠点区分は、適正に区分されているか。</p> <p>○ 拠点区分について、サービス区分が設けられているか。</p> <p>② 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。</p> <p>○ 会計省令等に定める会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。</p> <p>③ 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。</p> <p>○ 作成すべき計算書類が作成されているか。</p> <p>・ 資金収支計算書</p> <p>○ 計算書類に整合性がとれているか。</p> <p>○ 資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。</p> <p>○ 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により作成されているか。</p> <p>○ 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか。</p>	会計省令第10条第1項、 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（以下、「運用上の取扱い」）2、 留意事項4  会計省令第10条第2項 運用上の取扱い3 留意事項5  会計省令第11条、第14条第2項、 第20条第2項、運用上の取扱い6 留意事項8、9、10  会計省令第7条の2 留意事項7  会計省令第13条 運用上の取扱い5 留意事項2-(1)  会計省令第1号第1様式から第4様式まで  留意事項2-(1)、(2)  留意事項2-(2)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
(4) 会計帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業活動計算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計算書類に整合性がとれているか。</li> <li>○ 事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。</li> <li>○ 収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。</li> <li>○ 寄附金について適正に計上されているか。</li> </ul> </li> <li>• 貸借対照表 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計算書類に整合性がとれているか。</li> <li>○ 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。</li> <li>○ 資産は実在しているか。</li> <li>○ 資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。</li> <li>○ 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。</li> <li>○ 資産について時価評価を適正に行っているか。</li> <li>○ 有価証券の価額について適正に評価しているか。</li> <li>○ 棚卸資産について適正に評価しているか。</li> <li>○ 負債は網羅的に計上されているか（引当金を除く）。</li> <li>○ 引当金は適正かつ網羅的に計上されているか。（徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金以外）</li> <li>○ 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。</li> <li>○ 賞与引当金を適正に計上しているか。</li> <li>○ 退職給付引当金を適正に計上しているか。</li> <li>○ 純資産は適正に計上されているか。</li> <li>○ 基本金について適正に計上されているか。</li> <li>○ 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。</li> <li>○ その他の積立金について適正に計上されているか。</li> </ul> </li> <li>① 会計帳簿は適正に整備されているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各拠点に仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。</li> <li>○ 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。</li> </ul> </li> </ul>	<p>会計省令第1条第2項  会計省令第2号第1様式から第4様式まで</p> <p>会計省令第1条第2項、第2条第1項4号  運用上の取扱い1</p> <p>留意事項9-(2)</p> <p>会計省令第33条  会計省令第3号第1様式から第4様式まで</p> <p>会計省令第2条第1号  会計省令第4条第1項、運用上の取扱い14</p> <p>会計省令第4条第2項  運用上の取扱い16  留意事項17</p> <p>会計省令第4条第3項  運用上の取扱い17  留意事項22</p> <p>会計省令第4条第5項  運用上の取扱い15</p> <p>会計省令第4条第6項  会計省令第5条第1項  会計省令第5条第2項  運用上の取扱い18の(1)、(4)  会計省令第4条第4項  運用上の取扱い18-(2)  留意事項18-(1)</p> <p>会計省令第5条第2項第1号  運用上の取扱い18-(2)、(3)  留意事項18-(2)</p> <p>会計省令第5条第2項第2号  運用上の取扱い18-(4)  留意事項18-(3)</p> <p>会計省令第26条第2項</p> <p>会計省令第6条第1項  運用上の取扱い11、12  留意事項14</p> <p>会計省令第6条第2項  運用上の取扱い9、10  留意事項14(1)ア、15</p> <p>会計省令第6条第3項  運用上の取扱い19  留意事項19</p> <p>法第45条の24  会計省令第2条第2号、第3条、第7条の2  留意事項2-(3)、27</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
(5) 附属明細書等	<p>① 注記が法令に基づき適正に作成されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。</li> <li>○ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。</li> </ul> <p>② 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。</li> <li>○ 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。</li> </ul> <p>③ 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財産目録の様式が通知に則しているか。</li> <li>○ 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。</li> </ul>	<p>会計省令第29条 運用上の取扱い20から24まで、別紙1、別紙2 留意事項25-(2)、26</p> <p>会計省令第29条 運用上の取扱い20から24まで、別紙1、別紙2 留意事項25-(2)、26</p> <p>会計省令第30条 運用上の取扱い25、別紙3(①)から別紙3(⑨)まで</p> <p>会計省令第31条から第34条まで 運用上の取扱い26、別紙4</p>
4 その他		
(1) 特別の利益供与の禁止	<p>① 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。</li> </ul>	<p>法第27条 令第13条の2 規則第1条の3</p>
(2) 社会福祉充実計画	<p>① 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。</li> </ul>	<p>法第55条の2第11項</p>
(3) 情報の公表	<p>① 法令に定める情報の公表を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。</li> </ul>	<p>法第59条の2 規則第10条</p>
(4) その他	<p>① 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。</li> </ul> <p>② 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行なわれているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。</li> </ul> <p>③ 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。</li> <li>○ 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。</li> </ul> <p>④ 契約等が適正に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人印及び代表者印の管理について管理が十分に行われているか。</li> <li>○ 理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明確に定めているか。</li> <li>○ 随意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて適当か。</li> </ul>	<p>法第78条第1項</p> <p>法第82条</p> <p>法第29条 組合等登記令(昭和39年政令第29号)</p> <p>社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について5-(2)-ウ、(6)-エ</p>

主眼事項	着 眼 点
<p><b>第2 施設関係</b></p> <p><b>I 社会福祉施設運営の適正実施の確保</b> (各施設共通事項)</p> <p>1 施設の運営管理体制の確立</p> <p>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p> <p>(1) 適切な給与水準の確保</p> <p>(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善</p> <p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進</p>	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>① 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>② 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>③ 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>④ 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 ア 通所事業等を実施する施設にあっては、指導員等の加配が行われているか。 イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。</p> <p>⑤ 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>⑥ 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役務を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>⑦ 生活指導員、看護師、保育士、栄養士、機能訓練指導員等の資格要件は満たされているか。</p> <p>⑧ 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>⑨ 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>⑩ 運営費は適正に運用され、弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。</p> <p>⑪ 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>⑫ その他の施設運営に関する事項 ア 施設運営に関する自主的的内部点検が行われているか。 イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。</p> <p>優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生等の充実等、職員処遇が充実されるよう努めているか。</p> <p>① 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。</p> <p>② 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。</p> <p>③ 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等の支給は適正に行われているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。</p> <p>① 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間は守られているか。 ウ 各種休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 夜勤、宿日直の取扱いは、適切に行われているか。 オ 介護員等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力しているか。 カ 職員への健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>① 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省力化に努めているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
(4) 職員研修等 資質向上対策 の推進	<p>① 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>ア 施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われているか。</p> <p>イ 介護福祉士等の資格取得について配慮しているか。</p>
(5) 職員の確保 及び定着化の 取組み	<p>① 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。</p> <p>イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p> <p>ウ 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めているか。</p>
(6) ハラスメン 対策	<p>① 職場における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、適切なハラスメント対策として必要な措置を講じているか。</p>
3 防災対策の充 実強化	<p>① 防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「高齢者等避難」・「避難指示」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。</p> <p>ウ 非常食等の必要な物資が確保されているか。</p> <p>エ 施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。 また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。</p> <p>オ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者（児童）等の安全が確保できる実効性のあるものであるか（施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。）。</p> <p>【具体的な項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の立地条件（地形等）</li> <li>・災害に関する情報の入手方法（「高齢者等避難」等の情報の入手方法の確認等）</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準（「高齢者等避難」時等）</li> <li>・避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等）</li> <li>・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）</li> <li>・避難方法（利用者（児童）ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul> <p>カ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。 また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。</p> <p>キ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練（保育所にあつては午睡時間）又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 また、児童福祉施設においては、消火訓練及び避難訓練を月1回以上実施されているか。</p> <p>ク 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。</p>
4 感染症等防止 対策	<p>① 感染症や非常災害の発生時に備え、業務継続計画を策定し、職員への周知、研修及び訓練が実施されているか。また、業務継続計画の定期的な見直しや、必要に応じての変更が行われているか。</p> <p>② 当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置（検討委員会の開催、指針の整備、職員研修及び訓練）を講じているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
5 防犯に係る安全の確保	<p>① 防犯について配慮されているか。</p> <p>② 日常の対応について</p> <p>ア 防犯に係る安全確保に関して所内体制を適切に構築するとともに、様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。</p> <p>イ 不審者情報について地域や関係機関等と連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。また、共有した関係先電話番号等は見やすい場所に掲示されているか。</p> <p>ウ 利用者に対して犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家族でも話し合われるよう働きかけているか。</p> <p>エ 施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけるなど、地域住民と共同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。また、地域のイベント等に積極的に参加し、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。</p> <p>オ 防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策（門扉等の設置、補助錠の取付、警報装置・防犯監視システム・防犯カメラの導入など）を講じているか。また、施設管理上重要な設備への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。</p> <p>カ 施設開放又は施設外活動における安全確保を講じているか。また、児童通所施設においては利用者の来所及び帰宅時における安全確保を講じているか。</p> <p>③ 不審者情報を得た場合その他の緊急時の対応について</p> <p>ア 不審者情報がある場合の連絡体制を整備しているか。また、想定される危害等に対応した警戒体制を構築しているか。</p> <p>イ 不審者が立ち上がった場合の連絡・通報体制や職員の協力体制を構築しているか。また、入所者等への避難誘導等について、対応する職員の安全が確保されるよう留意しているか。</p>
<b>II 適切な入所者 処遇（支援）の 確保</b> （各施設共通事項） 1 入所者処遇 （支援）の充実	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。            施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>① 処遇計画（障害施設にあっては個別支援計画）は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画（障害施設にあっては個別支援計画）は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。            また、処遇計画（障害施設にあっては個別支援計画）は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇計画（障害施設にあっては個別支援計画）は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の処遇記録等（障害施設にあっては、支援に関する記録等）は整備されているか。</p> <p>エ 身体拘束や権利侵害等が行われていないか。</p> <p>② 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>ア 機能低下を防止するために個別リハビリ計画が策定されているか。</p> <p>イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。</p> <p>③ 適切な給食を提供するよう努めているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 検食は、適切な時間に行われているか。（原則として食事前となっているか。）</p> <p>エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。            また、入所者の身体状況に応じた食事のための自助具等の活用がなされているか。</p> <p>オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。（安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか。）</p> <p>カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。            特に、夕食時間は早くても17時以降となっているか（救護）            特に、夕食時間については、午後6時以降とすることが望ましいが早くても午後5時以降となっているか。（老人）</p> <p>キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>ク 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>ケ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>コ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>④ 適切な入浴等の確保がなされているか。</p> <p>ア 入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上（障害施設にあっては適切な方法により）行われているか。 特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>イ 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。</p> <p>ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。</p> <p>エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数の配慮が行われているか。</p> <p>⑤ 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。</p> <p>ア 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。 また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われているか。</p> <p>エ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。</p> <p>オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。</p> <p>⑥ 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。</p> <p>イ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。</p> <p>ウ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。</p> <p>⑦ 医学的管理は、適切に行われているか。</p> <p>ア 定期的健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。） また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</p> <p>ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 また、医療機関との長期的な協力体制が確立されているか。</p> <p>エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。</p> <p>⑧ レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>⑨ 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>⑩ 居宅生活への移行が期待できる者や通所事業の実施に当たっては、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。</p> <p>⑪ 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>⑫ 実施機関との連携が図られているか。</p> <p>ア 入所者の入退所及び処遇計画（障害施設にあっては個別支援計画）策定の際に、必要に応じ実施機関との連携を図っているか。</p> <p>⑬ 利用者に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理が適切に行われているか。</p> <p>⑭ 虐待の防止のため必要な体制整備を行うとともに、その職員に対して研修を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>⑮ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
2 入所者の生活環境等の確保	<p>① 施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p> <p>エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮されているか。</p> <p>オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。</p>
3 自立、自活等への支援援助	<p>① 入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p>
4 事故発生時の対応	<p>① 事故発生時の対応を適切に行っているか。</p> <p>ア 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>イ 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>ウ 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止のための取組みを講じているか。</p>
5 入所者預り金管理の適正化等	<p>① 入所者預り金の管理は、適正に行われているか。</p> <p>ア 入所者の所持金を、自己管理が可能な者についてまで一律に施設が預り金として管理していないか。</p> <p>イ 自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮がなされているか。</p> <p>ウ 入所者の依頼により預り金を保管している場合、預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管も別々の場所に適切に保管・管理されているか。</p> <p>エ 預り金の収支状況は、施設長により定期的（毎月）に点検されているか。</p> <p>オ 預り金の払出しに当たっては、引き渡す職員以外の職員の立会いのもとに金銭授受が行われ、入所者からの払出し依頼票及び受領印をとっているか。</p> <p>カ 預り金の収支の状況を定期的（年4回程度）に入所者（必要に応じて家族等）に連絡しているか。</p> <p>キ 預り金管理規程は整備されているか。</p>
<b>Ⅲ 適切な入所者処遇(支援)の確保</b> (施設種別毎)	
1 自立、自活等への支援援助	<p><b>【 救護施設 】</b></p> <p>① 入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>ア 個別支援計画について、適切に作成（見直しを含む。以下同じ）されているか。特に、作成に当たっては、入所者の意向やニーズ把握等が適切に行われているか。また、作成に当たり、保護の実施機関と連携が図られているか。</p> <p>イ 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練や作業は、入所者の状況に即した個別支援計画に基づき適切に実施されているか。</p> <p>ウ 施設からの退所が可能な者について、保護の実施機関と調整の上、他法他施策の活用が検討されているか。</p> <p>エ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。</p>
1 入所者処遇の充実	<p><b>【 老人施設 】</b></p> <p>① 施設における入所者の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>② 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。            なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
2 自立、自活等への支援援助	<p>③ 施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止・防止を実現するために正確な事実認識を持っているか。そのため、施設の管理者は都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。</p> <p>④ 施設の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体的拘束適正化検討委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。</p> <p>⑤ 養護老人ホームにおいては、年2回以上の健康診断が行われているか。</p> <p>⑥ 入院治療等を必要とする入所者が極めて多いため、1以上の協力病院を予め定めているか。</p> <p>⑦ 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て代行しているか。 特に、金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。また、その経過を記録しているか。</p> <p>⑧ 特別養護老人ホームの入所者について病院又は診療所へ入院する必要がある場合であって、入院後概ね3月以内の退院が明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当該特別養護老人ホームに入所できるようにしているか。</p> <p>① 入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p>
1 生活指導及び学習指導	<p>【 障害児入所施設（福祉型、医療型） 】</p> <p>① 児童に対する処遇が適切になされているか。 ア 基本的な生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。 イ 入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。 ウ 機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。 エ おこづかい等の用途について、適切な指導が行われているか。 オ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など） カ 施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予・免除者に対する指導など）</p>
2 職業指導	<p>① 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</p>
3 保護者等との連携	<p>① 家族との連携に積極的に努めているか。 また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。 相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p>
4 心理学的及び精神医学的検査	<p>① 心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。</p>
1 入所者支援の充実	<p>【 児童福祉施設 】</p> <p>施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・区役所等）との連絡調整が図られているか。</p> <p>【 児童入所施設 】</p> <p>① 子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</p> <p>② 被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。</p> <p>③ 個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。</p> <p>④ 施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。</p> <p>⑤ 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>⑥ 年2回以上の健康診断が行われているか。</p> <p>⑦ 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。</p> <p>⑧ 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。</p> <p>⑨ 子どもに係る給付金として支払を受けた金額の管理が適切に行われているか。</p> <p>【保育所】</p> <p>① 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。</p> <p>② 入所児童の年齢制限を行っていないか。</p> <p>③ 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。</p> <p>ア 全体的な計画を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。</p> <p>イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。 また、児童の就学に際し、保育要録の小学校への送付が行われているか。</p> <p>ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。</p> <p>エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。</p> <p>④ 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</p> <p>⑤ 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。</p> <p>ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。</p> <p>イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> <p>ウ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p> <p>エ 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。 通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）。</p> <p>オ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的の実施しているか。</p> <p>カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p> <p>キ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>⑥ 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</p> <p>⑦ 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</p> <p>共通事項</p> <p>ア 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。</p> <p>イ 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</p> <p>ウ 給食材料が適切に用意され、保管されているか。</p> <p>エ 給食日誌の記録が適正に行われているか。</p> <p>オ 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについての配慮がなされているか。</p> <p>カ 食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>キ 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>ク 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</p>